

平成31年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成31年3月28日（木曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 承認第 3号 議員の派遣承認について（平成31年度東京都町村議会議員講演会）
- 第 3 承認第 4号 議員の派遣承認について（平成31年度要望活動）
- 第 4 承認第 5号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
- 第 5 承認第 6号 議員の派遣承認について（平成31年度行政視察研修）
- 第 6 議案第31号 平成30年度八丈町一般会計補正予算
- 第 7 議案第32号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第33号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第34号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第35号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第11 議案第36号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第12 議案第37号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第13 議案第38号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第14 議案第39号 八丈町辺地総合整備計画の策定について
- 第15 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宮崎陽子君 | 2番 | 浅沼隆章君 |
| 3番 | 山下則子君 | 4番 | 山本忠志君 |
| 5番 | 冲山恵子君 | 6番 | 菊池良君 |
| 7番 | 小川一君 | 8番 | 山下巧君 |
| 9番 | 岩崎由美君 | 11番 | 廣江才君 |
| 12番 | 小澤一美君 | 13番 | 浅沼憲春君 |
| 14番 | 奥山幸子君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	公営企業 管理者	關村 三男 君
教育長	佐藤 誠 君	消防長	瀬筒 穰 君
総務課長	山越 整 君	企画財政 課長	佐々木 眞理 君
主幹 (企画 財政課)	佐藤 真一 君	税務課長	福田 高峰 君
住民課長	奥山 拓 君	福祉健康 課長	奥山 勉 君
主幹 (福祉 健康課)	田村 久美 君	建設課長	和田 一宏 君
主幹 (建設課)	瀬筒 国治 君	課長補佐 (建設課)	八洲 進 君
産業観光 課長	沖山 昇 君	主幹 (産業 観光課 兼 教育課)	笹本 博仁 君
企業課長	菊池 正勝 君	病務院 事務長	菊池 良 君
教育課長	高橋 太志 君	会計課長	高野 秀男 君
代表 監査委員	浅沼 拓仁 君	企画 財政 課係任	沖山 晃 君
産業 観光課 産業係長	金川 智亜樹 君	住民課 医療年 金係長	土方 七重 君

事務局職員出席者

事務局	菊池 拓 君	書記	津幡 百合子 君
書記	佐久間 裕実 君	書記 (録音)	明石 丈 君

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成31年第一回八丈町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に7番、8番議員を指名いたします。

◎承認第3号の上程、承認

◎承認第4号の上程、承認

◎承認第5号の上程、承認

◎承認第6号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第2、承認第3号から日程第5、承認第6号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前 9時01分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 9時03分）

○議長（奥山幸子君） 日程第2、承認第3号 平成31年度東京都町村議会議員講演会については、議員全員を派遣。

日程第3、承認第4号 平成31年度要望活動については、4番、山本忠志君、6番、菊池 良君と私を含め3名を派遣。

日程第4、承認第5号 小笠原親善訪問については、1番、宮崎陽子君、13番、浅沼憲春君の2名を派遣。

日程第5、承認第6号 平成31年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察委員に一任することとし、緊急を要する議員の派遣については議長に一任し、定例会で報告を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議案第31号 平成30年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号15番をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第31号 平成30年度八丈町一般会計補正予算。

平成30年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,333万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。

まず、追加でございます。

7款1項商工費、ふるさと村古民家移築に対する契約期間が6月末までとなっており、308万1,000円を繰り越します。

8款1項道路橋梁費、群平細入3号線の道路用地の売買契約が年度内に行われることとなり、その登記に期間を要することから30万円を繰り越します。

次は、廃止でございます。

8款1項道路橋梁費、檜立中之郷線の道路用地の売買契約を当年度で予定していたところ、来年度に契約締結することとなり、繰り越し事業には当たらないこととなりましたので、取りやめといたします。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出とも補正額を中心に説明させていただきます。

款と項が同数値の場合、項の数値で申し上げます。最終補正でございますので、主に実績値及び実績見込みとなります。

1款町税10万8,000円の増。

1項町民税99万2,000円の減、個人の現年分は給与特徴対象者が増えたため397万円の増、その下、法人は課税標準額の減により359万3,000円の減。

2項固定資産税714万4,000円の増、企業の償却資産の増により755万7,000円の増。

3項軽自動車税43万6,000円の増。

4項町たばこ税648万円の減、消費本数の減により648万円の減となります。

11款1項負担金38万2,000円の減、老人保護措置費負担金が減。

12款使用料及び手数料469万5,000円の減。

1項使用料448万5,000円の減、温泉浴場使用料が減となります。次のページ、下のページ、ボウリング場使用料は増となります。

2項手数料21万円の減。

13款国庫支出金252万2,000円の減。

1項国庫負担金37万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項国庫補助金211万7,000円の減、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金が減、その下の子ども・子育て支援交付金は増となります。また、その下の項目の小中学校費及び中学校

費の修学旅行費補助金の増要因は、補助対象経費が増額したためでございます。

下、3項委託金3万4,000円の減。

14款都支出金2億4,534万8,000円の増。

1項都負担金227万1,000円の減。

次のページ、2項都補助金2億4,682万円の増、市町村総合交付金が今年度は12億7,833万2,000円となりました。対前年比2億8,419万3,000円の減となります。これにつきましては、29年度におきましては、三根公民館に対して1億726万8,000円、島しょ漁業施設8,853万8,000円、徴税努力で約9,000万円ということで、それが減少したためということでございます。

その下のほう、5目の漁村地域防災力強化事業費補助金は、歳出事業費の減に伴い、2,193万7,000円の減となります。

次のページをお願いいたします。12ページです。

上のほう、7目2節の町村営住宅家賃対策補助金は954万7,000円の減。

その下、3項委託金79万9,000円の増、都税徴収委託金等が増となります。

15款2項財産売払収入14万4,000円の増。

下のページ、17款繰入金1億7,640万2,000円の減。

1項基金繰入金1億9,500万1,000円の減。

2目財政調整基金繰入金及び5目ふるさと創生基金繰入金がこの補正により全額繰り戻すことができました。

2項特別会計繰入金1,859万9,000円の増、国民健康保険特別会計の滞納繰り越し分でございます。

19款諸収入126万1,000円の増。

1項延滞金及び加算金55万7,000円の増、延滞金が増でございます。

4項雑入70万4,000円の増、コミュニティ助成金等が増となります。

歳入合計、補正前71億9,047万6,000円、補正額6,286万円の増、計72億5,333万6,000円。

次のページ、歳出になります。

歳出につきましては、一部を除き、各事業における不用額等を減額計上してございます。

1款1項議会費83万9,000円の減、会議録調製委託料等が減です。

2款総務費1億1,245万1,000円の増。

1項総務管理費1億2,911万3,000円の増。

1目は人件費等が減、下の2目は広報はちじょう等の印刷製本費が減でございます。

下のページ、3目から8目までは、事業費がほぼ確定したことにより不用額等を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。16ページになります。

上のほうの10目は、企業等へ見込んでいた税収入還付金が減となります。

15目財政調整基金費残高は、歳入のところで申し上げたように、29年度末、12億に本補正に3,900万円を加えた額となります。12億3,900万円ということでございます。

16目公共施設整備基金費残高は、本補正の1億円を加え6億円となります。

その下、2項企画費1,604万1,000円の減。

1目の8節で特定有人国境離島事業アドバイザー謝礼99万円減のほか、下のページの地域おこし協力隊に係る旅費や消耗品費が減のほか、13節で熱中小学校運営補助委託料が216万円の減、19節で歳入にも関係する滞在型観光拡充支援補助金も626万ほど減となります。

3項徴税费54万2,000円の減。

4項戸籍住民基本台帳費、財源更正でございます。

次のページをお願いいたします。18ページです。

7項監査委員費7万9,000円の減。

3款民生費393万円の減。

1項社会福祉費334万6,000円の減。

1目の28節で国保会計の財源不足等で繰出金は増となるものの、下のページの3目の28節後期高齢者医療及び介護保険特別会計の繰出金は減となります。

次のページ、20ページをお願いいたします。

2項児童福祉費58万4,000円の減、1目13節で新入園児検診委託料は増となります。

4款衛生費1,985万3,000円の増。

1項保健衛生費2,774万円の増、1目の次のページの19節で島外医療機関通院交通費補助金と28節の病院事業会計繰出金は増となります。

下の2目、3目、次のページ、4目も不用額等で減でございます。

22ページ、下のほう、5目環境衛生費も事業費は減となりますが、次のページの28節水道事業会計の繰出金は増となります。

6目は電気料、燃料代は増となるものの、委託料等は減となります。

2項清掃費788万7,000円の減、浄化槽設置管理事業特別会計繰出金等が減となります。

5款1項労働諸費40万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。24ページです。

6款農林水産業費3,494万2,000円の減。

1項農林業費550万9,000円の減。

4目の檜立登立農道整備工事の設計委託料等が減となります。

下のページ、3項振興費2,943万3,000円の減。

2目の次のページになりますが、19節で漁協本所製氷貯氷施設解体補助金が2,742万2,000円の減です。

7款1項商工費66万2,000円の減、5目ふるさと村管理費で古民家図面作成委託料が30万円となり、20万円の減となります。

8款土木費1,413万5,000円の減。

1項道路橋梁費322万9,000円の減、下のページの3目で工事請負費等が減となります。

2項河川費57万円の減。

3項都市計画費22万円の減。

4項住宅費1,011万6,000円の減、次のページの2目公営住宅建設費の工事請負費等が減となります。

9款1項消防費145万4,000円の減、下のページの4目15節で工事差金等で減となります。

10款教育費2,713万4,000円の減。

1項教育総務費90万円の減。

2項小学校費889万9,000円の減、特別支援教育介助員賃金等が減となります。

次のページをお願いいたします。

下のほう、2目の次のページになりますが、20節で扶助費は翌年度分を含めた30年度の実績に伴い減額となります。

3項中学校費743万6,000円の減、1目で各種検診委託料等が減、2目の次のページになりますが、20節の扶助費も実績により減となります。

4項学校給食費156万8,000円の減。

5項社会教育費752万6,000円の減、下のページの7目歴史民俗資料館費で委託料等が減となります。

6項保健体育費80万5,000円の減、体育館管理委託料等が減です。

次のページをお願いいたします。

12款 1 項公債費、増減なし。財源更正です。

13款 1 項特別会計繰出金1,500万円の増、バス事業への繰出金が増となります。

14款 1 項予備費94万5,000円の減。

最後の行になりますが、歳出合計、補正前71億9,047万6,000円、補正額6,286万円の増、計72億5,333万6,000円。

なお、歳入項目の特別交付税の3月交付分のほか、一部の税連動交付金等については、本補正予算に計上できておりません。3月29日付で歳入額に応じて、財政調整基金や公共施設整備基金等への積み立てを行う専決処分を予定してございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ番号等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算書、歳入、8ページから13ページについて質疑をお受けいたします。8ページから13ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、14ページ、議会費から23ページ、衛生費までの質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） 初めに、補正予算についてなんですけれども、基本的には地方交付税が当初予算後に決定され、国庫補助金など、依存財源と言われているものというのは、年度途中に見通しがつくと思われれます。特に重要とされているものとしては、建設事業関係予算とか給与改定予算、また法令改正などの特別な事情があるものに限って補正されるべきだと認識しております。

その中で、前回、昨年度12月7日の議案第69号にて一般会計補正予算の中から総体的に検

討させていただいたんですけれども、今回の資料の17ページ、企画費の中の19節に当たりますけれども、負担金補助及び交付金の中で、滞在型観光拡充支援補助金ということで、前回この委託料として714万円が計上されていたこともあるんですけれども、この補助金は目的を達成するための重要なものと認識しておりますけれども、実際成果はどのようなものが出ているのか、ご説明いただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 滞在型観光につきましては、当初予算におきまして、1,500万円の補助金を計上させていただいたところでございます。その中で、先ほど議員おっしゃられるとおり、12月にそのうちの補助金であったところの一部、約700万円程度を委託料のほうに組み替えをさせていただきました。

その内容といたしましては、昨年度、航空路の専門部会におきまして、皆さんと意見交換したものを実際にモニターツアーにしようということで、それを実行するために、補助金という形ではなく委託料に組み替えをさせていただいたところでございます。その委託料につきましては、この2月、3月におきまして、モニターツアーを予定どおり実施いたしまして、そろそろ報告書が上がってくるところでございますので、その辺につきましては、報告書が上がり次第、皆様にまたお知らせをしていきたいと思っております。

もう一方、補助金というところでは、10月に行いました二次交通の課題になっているということで、観光路線バスの実証実験を行いました。そこで約150万円を使わせていただいたというところでございます。

ということで、当初1,500万円という予算を計上させていただいたんですけれども、当初におきましては、なかなか事業が決まっていないうちで、枠を確保するために1,500万という数字を計上させていただきました。実際に使った金額が補正予算の700万、また二次交通のための150万ということで、それ以外については、我々としましても見合った事業がなかったということで、今回減額に至ったというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 先ほどの企画費の中で、16ページになりますけれども、8節の報償費

の中で、高校魅力化プロジェクト講師謝礼ほかというふうにあります。こちらは、平成29年度から、5月、連絡会などの設置がありました。八丈町で庁議決定されているというふうに従っております。八高の魅力化プロジェクト、9名の講師陣をお迎えしてということで、これは全員島内の方というふうにお話を伺っておりますが、今後の取り組み、またはどのように、また同じような講師陣で続けていくのか、今後の方針をお聞かせいただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 高校魅力化プロジェクトの関係でございますけれども、まずちょっと講師陣のお話なんですけれども、講師陣につきましては、八高さん独自でお呼びしている部分もございますので、私どもが講師としてお呼びしておりますのは、先日の議会でもお話ししたとおり、島の出身で、島外で教育の専門家でいらっしゃる沖山賢吾さんをお招きしている予算ということでご理解をいただきたいと思います。

また、全国的に高校魅力化で取り組まれている方を今回もお呼びしようと思ったんですけれども、なかなか多忙ということと、我々の事業とちょっと合わなかった部分もありまして、お呼びしていないので、その減額になったということでご理解をお願いしたいと思います。

高校魅力化プロジェクトにつきましては、先日の議会でもご質問いただいたところですが、今、高校の生徒数が減少する中、全国的にそこそこの高校の魅力を高めていこうということで、いろいろな動きが高まっております。八丈町におきましても、生徒数の減少というのは同じような状況に置かれているわけございまして、我々も何とかそこを打破したいという部分もございまして、こういったプロジェクトを始めさせていただきました。

ただ、高校さんとも話す中で、ほかと同じようなことではなく、オリジナル的なものを考えていこうということで、今現在進めているのが産学民連携事業ということにしてございます。その中でいろいろと検討しているところでございます。目的としましては、先日も少し触れましたけれども、入りたい八高であったりとか、出てよかった八高であったりとか、また将来的に八丈に帰ってきて、そういった子供たちを育てていければいいなと思っております。

中身というところなんですけれども、いろいろやっております、当初の八高さんとのお話の中で、全てができていないんですけれども、できている部分というところで言いますと、ちょっと幾つかですけれども、まず学習面で言いますと、学力の向上ということで校内寺子屋というのをつくりました。自主的な活動、民間の方をサポートするという取

り組みもございますし、また宮崎議員、先日ICTのお話をされておりましたけれども、オンライン学習なども取り入れて、そういった形で学力の向上というものに取り組んでいるところでございます。

また、SHIPさんというところがハワイ大学との連携をやっているところなんですけれども、そこを今度ことしの夏休み、八高さんも少し学校として取り組みたいということで、英語力の向上を目指して、語学研修という意味合いで、ハワイのほうにも送り込むような仕組みができていているというふうに伺ってございます。ですので、民間がやってきた取り組みが少しずつ学校の中にも浸透してきているのかなというふうに捉えてございます。

ほかにもいろいろと産学民でやっておりますが、一例ということでご紹介させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

島しょ部最大の基幹校と、また島内最高学府ということで、ぜひ八丈高校のほうの教育に力を入れていただきたいということと、私が教育のほうですごく重視させていただいているのは、教育の発展は文化の発展につながり、文化の発展は地域の活性化につながるということで、大変重要なことだと認識しております。

先ほどお話の中にもございましたけれども、ICTなども推進していく一方で、ことしの4月からになりますけれども、いよいよ教育現場がデジタル化ということで、教科書の中にQRコードなどの導入も決まっております。新たな教育改革が始まるということで、今ニュースのほうでも報道されている大切な重要事項でもございますので、ぜひ八丈町も乗りおけないように、推進のほうをしていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 答弁を求めますか。

（宮崎議員「大丈夫です。ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

14ページから23ページの衛生費まで。

6番。

○6番（菊池 良君） ここにちょっと絡むという感じなんです、ゴールデンウィーク中の病院、あるいはごみ収集の関係、その辺の対応というのは決まっていますでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） ゴールデンウィーク中の関係をきょうの議会が終わったときに皆

さんにご報告をしようと思っておりますので、あとせっかく出ましたので、あれですけども、今の関係でいくと、病院は基本的には、10連休中は休日の診療と同じ形になります。急患とか、そういうものの受け付けができるという、それからあとごみ関係、これに関しては、お休みというのは、通常どおりの営業という形になりますので、ごみは例えば燃えるごみの日であれば普通に出していただくという、そういった形になります。また後ほどご報告はさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、23ページ労働費から34ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（菊池 良君） 24ページ、25ページなんですが、えこ・あぐりまーと、先日ひょうのほうで大分被害を受けたということで、それからその後何か自動車も入り口のところに突っ込んだという話も聞いています。その辺の被害状況というのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） ひょうにつきましては、3月16日土曜日になりますが、10時ごろ、檜立、中之郷、末吉の一部もあるかと思いますが、3センチ大のひょうが降ったというふうに聞いております。

それで、えこ・あぐりまーとにつきましては、展示温室のほう、ポリカーボネートの屋根、トタンになりますけれども、そちらのほうに無数、ちょっと数は数え切れないぐらいの穴があいたというふうに確認をさせていただいております。

これにつきましては、この後、実は今年度はもう年度末というところもありまして、新年度、31年度になりましたら、設計をして、入札にかけて補修をしていきたいと、直していきたいというふうに考えてございます。その際は、6月ですと間に合わないという状況もありますので、その前に専決処分等をさせていただければというところで、企画財政課のほうと調整をさせていただきたい、相談をさせていただきたいと思っております。その件につきましては、工事入札ということになりますので、被害金額等ですと直結する部分がございますので、金額のほうはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

事故につきましては、19日、前回の議会が終了した直後、午後1時ごろだと思いますが、

普通自動車が入り口からそのまま進入といいますか、突っ込みまして、10メートルぐらいほど中に進みました。隣の施設までは行かなかったんですが、直売所のほうへの被害があったということでございます。これにつきましては、当事者との相談で、復旧のほうをさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 観光の数少ないポイントの一つだと思いますので、議会のほうも一応、この後できれば見ておきたいというのも、ここで提案しておきたいんですけども、それで専決というお話だったんですけども、できるだけ急いで観光客、フリージアまつりの期間中には全然間に合わないと思うんですけども、ぜひ進めていただいて、修理を早くしていただきたい。

それから、入り口の扉についても、個人の事故ということで、対個人とのあれになってくると思うんですが、その辺も何らかの形でちょっとお話しして、早目に対応ができるかできないかどうかを検討していただいて、できるだけ早くやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） ひょうにつきましては、今もう準備のほうは進めさせていただいてございます。事故につきましては、金額等出ましたら速やかに対応していきたいというところで、業者さんのほうともちょっと今相談をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 今、営業は、一応再開はしているわけですね。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 事故の翌日20日は片づけ等、あとは被害状況の調査ということもございまして、臨時休業させていただきましたが、21日、ちょうど祭日だったんですが、そこから通常の営業を行ってございます。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 結構です。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） ちょっと見に行ったんですけども、実際に観光客、この間バスが入

って、営業はしていたんですけれども、扉がないというか、塞がれているものだから、店側とこっち側からやっているんですけれども、たまたまその日は対応していなかったのも、店番がいなかったのも、こっち側の喫茶店のほうから1人行ったものですから、今度は喫茶室へ行った人間を待たせたんですけれども、もう時間があれだからといって帰る状態、扉だけ町で一旦直して、それでいつも常駐させるような形にしてもらわないと、この間二十何人来ていて、扉を入れて暗いところでやっているという非常に惨めったらしい形になっていたので、ちょっと私もわからなくて、奥の温室のほうからぐるっと回って入った状態ですから、やっていないかなと思っていたら、中でやっているという状態だったので、そこら辺ちょっと町ですぐ扉をとにかく急いで直すようお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 今その事故があったところにつきましては、盗難等がございますので、そのまま塞いでいる状況ではありますが、喫茶のほうと、議員のおっしゃるとおり、展示温室のほうから入り口を2カ所設けてございまして、喫茶と直売所のほうには、委託をしております中之郷園芸研究会の方々がいらっしゃると思いますので、そのときは恐らく何かほかの所でちょっと席を外していたかもしれないんですけれども、そういった対応を十分気をつけるようにということで、お話をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） これはページ数が指定できないんですけれども、ひょうの被害のことで、あぐりまーとに限らず、島内全域の農業被害ですとか、一般民間でもひょうのためにポリカが傷んだというのは、あるいはほかのところが傷んだということはあると思うんですけれども、その辺の被害状況の調査ですとか、あるいは余りにも被害の大きかった場合の災害見舞いというふうなことは、町としては考えてはおられないのかどうか、ちょっとどなたに聞いたらいいかもわからないんですけれども。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 農業関係につきましては、町はえこ・あぐりまーとがございましたが、その他個人の方の所有しております鉄骨ハウス等が同じような材料、ポリカーボネートを使った屋根を使っております。

そういったところで、今私どもでも調査をしたところでは、3名の方が所有している5棟

が被害を受けております。被害額といたしましては、見積もったところでは469万8,000円ということで調べがございます。その後、実はこの方々、農業共済のほうに加入をしていただいております、その分の共済金は支給されるというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 今のは農業被害ということに特化した話ですよ、469万8,000円というのは。ポリカの屋根の被害も含めた額ですか。

今のは、アシタバとか、路地で栽培している農業被害というのは結構あったと思うんですけども、ポリカーボネートの破損の被害も含めた額ですか、この469万というのは。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 私が申し上げた469万8,000円というのは、施設のみのもので、農業共済の関係での施設のほうの被害を申し上げたところですが、ほかに支庁さんと一緒に調べたりしたところでは、アシタバのほうのちょっと被害がございまして、何日間か採れなかったというところで、おおむね800万ほどの、アシタバに関しては農業被害があったというふうに調べてございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 先ほどの施設の被害についてのJ A共済の対象というのは、それは救われると思うんですけども、例えば農業被害、アシタバの被害等についてはいかがなものかと、あるいはJ A共済に入っていないくて、額も大したことないけれども、ちょっと経済的に厳しいご家庭とかの場合に、町としての支援のお考えはないものかどうかというお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） ほかにもそういったところでは、突風等での被害というものもあって、それも農業共済のほうで対応していただいているという状況もございまして、今現在そういったこれのほかに被害に対するというところのものは、今現在としては考えてございません。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございせんか。

9番。

○9番（岩崎由美君） ちょっと今と関連になるんですけども、最近異常気象でいろいろなことが起きます。フリージアのほうでひょうの被害に遭った人もいたようなんですけど

も、この夏、アシタバの生育が余りよくなかったというふうに聞いています。

このような異常気象の中で、基幹産業である産業が被害を受けるというのは、なかなか重要なというか、問題だなというところで、今後例えば夏が非常に暑くなったときとか、異常気象があったときとか、あらゆることを想定して、何がとはということではないんですけれども、早目、早目の対応というか、アシタバ農家の中には、ちょっともう夏が大変だから、標高を上げて栽培しなきゃだめだとか、日陰をもっとつくらなきゃいけないとか、そういう技術のほうもあると思うんですけれども、その辺試験場というか、センターのほうと話し合っ、いろいろなことへの対策というのを柔軟にできるように今後考えていくようなことは可能でしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 支庁、それから普及所のほうと3者で相談をしながら、そういった対応が事前のものができればと思っておりますが、今現在国のほうでも進めておりますが、農業に関係しましても、収入保険制度というのがございます。被害に遭った額の8割、それが保険でおけるといふところのものもございまして、その保険制度についても案内できればというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

8番、どうぞ。

○8番（山下 巧君） えこ・あぐりまーとのひょう被害なんですけど、ここは専決で直すということですけども、保険の対象にはなっていないんですか、掛けていないんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 町のほうで加盟しております建物共済のほうには入っております。額が幾らぐらいになるかはちょっとまだわかりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） 町の建物は、できれば保険を入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 26ページ、ふるさと村、これに直接は関係ないんですけども、ふるさと村の代替ということで、末吉の名古の展望台をいろいろ整備していただいているんですが、中を塗り替えて机をつくったというところまでは確認したんですが、今後どのような方向で活用する予定なのか、えこ・あぐりまーともそうですけれども、いろいろ観光客がい

らしたときに、島で楽しめるというか、見学するようなところが少なくなってきたような気がしますので、ぜひ観光的な意味で何らかの対策をしてほしいんですが、どのようにお考えですか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 遅くなりましたけれども、名古の展望の施設のほう、今月ですか、一応休憩所として塗装等を実施したところでございます。今、地域の方からもいろいろな活用方法のご相談を受けているところでございまして、今現在は町が主導してということではなくて、意見を聞きながら相談してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今のお話ですと、観光施設として積極的に活用しようということではなくて、地域の例えば集会所のような形で使いたい、使ってほしいということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 地域の方からは観光目的にということでの相談を受けておりますので、どなたが実施するのか、いろいろ相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 町のほうで建物も借り受けたというようなことを聞いているんですけども、ふるさと村のかわりに接待もできるようなところというイメージを私のほうではしていたんですが、そのようなことではなくて、あくまでも地域の人ということなんでしょうか。例えば、以前はシルバー人材センターの方にお問い合わせをして常駐していただいて、お茶の接待とかをしていましたよね。そういうことをなさるのかなと思ったんですけども、そのような考えは全くないということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 町のほうでは、そのような考えは持ってございますけれども、今現在地域の方お二人からご相談を受けております。その辺は柔軟に対応させていただきたいというふうにご考えております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） なかなか地域の方を入れると物事進まないこともありまして、地元で末吉小学校の活用もなかなか進まなくて、私も末吉の住民としてお恥ずかしい限りなんですが、ぜひ早急に、町のほうでも主体的にといいますか、ずるずると来年の今ごろになって、また何かということではなくて、例えば夏までにはめどをつけましょうとか、そのような目的を持ってやっていただきたいんですけれども、見通しとしてはいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 施設の整備をしましたので、なるべく早い時期に、よい運営に持っていければというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 一昨日からのニュース等の報道で知っている方も多いと思いますが、医薬品販売業の許可を得ずに効能をうたった特産品のアシタバ錠剤を店頭に並べたとして、医薬品医療機器法違反の疑いで書類送検されたことがありました。

この事件に関しましては、保健所が複数回行政指導を行っていたということの確認をとらせていただいたんですけれども、町として、ほかの島内の事業者も同じような行政指導等を受けている事業者がないか、またひょう被害等も先ほど800万円出ていたということもあるんですけれども、アシタバの生産者に影響が出ていないか、把握している範囲でよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 私もテレビを見まして、ちょっと驚いたところではあるんですが、保健所のほうからお話を伺ったところ、議員のおっしゃるとおり、指導はされていたというお話は伺ってございます。

アシタバの今のところ農協等、それから加工業者等に聞き取りを行ったところ、まだ今現在では報道に係る影響というのは、今のところないというふうに聞いてございます。それから、あとは問い合わせがマスコミ、それから取引の業者、そういったところからの問い合わせ、一般の方からも町にございました。

そういったところを踏まえて、今後の報道の状況にもよると思いますけれども、そういった問い合わせ等が増加するというのも想定して、支庁、それから農林水産総合センター、八丈事業所の普及センター等々と、あとは農協、町のほうで協議を行いました。一応回答のマニュアルというところで作成をいたして、今後の対応をしていきたいというふうに考えて

ございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 今のところは多分影響はないということだと思ひますけれども、まずアシタバの生産者の販売先への不安解消とか、生産力の減退につながらないように、今後起こる可能性のある風評被害等への臨機応変な対応を強く要望しますので、よろしくお願ひします。要望になります。

○議長（奥山幸子君） 産業課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 一番怖いのは風評被害というところだと思ひますので、八丈のアシタバですので、ぜひそういったところ、力をどんどん生産力を上げていただいとところで頑張っていたきたいと、町としても応援していきたいというふうを考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数で言うと29ページと31ページ、小学校、中学校ともになんですが、特別支援教育の介助員の賃金が減額ということで、これは使う必要がなくてこういう結果になったと思ひて、喜ばしいことだと思ひますけれども、ちょっとこの辺の事情について説明していただきたいと思ひます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらの介助員の賃金なんですけれども、こちらの学校で介助員の方が健康状態が悪くて、介助員の仕事をちょっと休んだとか、途中からまた新たに雇うまでのその間、人員の不足とか、そういったこともございまして、このような減額になっております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） そうすると、その後任といひますか、いなくても済ませてしまうというのも、これはまた別の問題が起きると思ひますけれども、その辺の介助員の募集ですとか、なさっているんですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、介助員なんですけれども、介助員は基本的に学校の先生がまず特別支援には必ずおります。そのサポートとして介助員というのをつけておりますので、そのあたりは、また学校側がいろいろ口コミとか、またいろいろな方にお願ひして、例えば

学校の経験者とか、そういったところに当たりまして、不足というか、人員がいなくなった場合には、その分の補充をしているような形をとっております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 事情はわかるんですけども、なかなか簡単に人を集めるといっても、特に学校の子供たちとなると二の足を踏む方々もいると思うので、大変だと思うんですけども、そういう介助員というのは、いわゆる指導員とは別の違った任務もあるわけで、その方の穴があくと、どうしても学校の正規の指導員の方に負担がいくんじゃないかと思imasuので、これはぜひ教育課としても、頑張って人材確保に努めていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

（山本議員「要望ですね」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第31号 平成30年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、議案第32号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 皆様、おはようございます。

書類番号の16をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第32号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,291万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,946万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(奥山 勉君) はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款保険料684万5,000円の増の2億365万円になります。こちらにつきましては、今年度が第7期の介護保険事業の計画策定の年で、保険料の改定が行われ、前回より基準額を月額189円上げまして、5,885円に設定しました。この改定と年金からの特別徴収義務者の数が伸びたことによるものでございます。

4 款国庫支出金から7 ページ、6 款都支出金までは、それぞれ歳入額が確定したための補正となります。

8 款繰入金につきましては、それぞれ繰り入れている歳出科目の減額により、937万9,000円減の1億7,528万9,000円となります。

以上、歳入合計、補正前の額10億8,238万8,000円、補正額2,291万9,000円の減、計10億5,946万9,000円です。

次のページ、8 ページに移ります。

歳出でございます。

1 款総務費につきましては、385万5,000円減の4,491万7,000円でございます。各項目の歳出見込みから減額してございます。

9 ページに移りまして、2 款保険給付費につきましては、1,639万2,000円減の9億3,529万7,000円でございます。

まず、1 項介護サービス等諸費は、要介護認定者数が当初の予測よりも伸びなかったこと、また11ページのほうに移りまして、2 項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1 から2 の認定者数の減に伴う減額になります。

12ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費につきましても、介護サービス利用者数の減に伴い減額をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設介護サービス利用者の非課税者等に対しまして、食費、居室代の補助を行うもので、八丈町では利用者の約9割以上がサービス対象者です。

1目の特定入所者介護サービス費は増となっておりますが、2目、4目の特例という緊急の実績はなかったための減額でございます。

その下、5款地域支援事業費は、次の14ページにかけましても、実績による減額でございます。

以上、歳出合計、補正前の額10億8,238万8,000円、補正額2,291万9,000円の減、計10億5,946万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

歳入歳出一括でお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 6ページの介護保険料について、現年度分の特別徴収は利用者が伸びたので増えましたということですが、普通徴収のほうが減っているというのは、これは対象の人が減ったのか、滞納が増えたのか、どちらでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらの普通徴収のほうから特別徴収のほうへ移行された方もいらっしゃいます。あと、普通徴収の減額に関しましては、この改定のことによりまして、その差額の部分が含まれていることと、先ほど言ったように、例えば年度途中で65歳、お誕生日を迎えられた方は、その年はまずは普通徴収でいって、翌年度から特別徴収、年金からの天引きというものが始まるものなので、その部分でのこの金額となります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、意味がわかりません。途中からの方は、普通徴収になる場合には普通徴収が増えてもいいのかな、年度途中の人がと思うんですけども、じゃなくて、なぜ普通徴収が減ったのか。単純に特別徴収に移行した人が多いんですよ、年金から天

引きにした人が多いんですよということなのか、違うのかというところではどうでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません、私の説明がちょっと下手で。

29年度に65歳をお迎えになられた方が30年度になって特別徴収のほうへ予想よりもかなり移動されたと言ったらいいんですか、特別徴収が66になる年と言ったらいいんですか、そこで特別徴収のほうへ移行された方が多かったというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） それは最初から計算できることじゃんと思うんですが、いいです。結構です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第32号 平成30年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、議案第33号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） おはようございます。

黄色い紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第33号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,052万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,885万2,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、補正額418万9,000円の増、こちら内容といたしまして、保険料ということですが、加入者の所得の変更に伴う保険料の変更による増額となります。

続きまして、3款繰入金1,342万3,000円の減、こちら歳出の納付金とも関連いたしますが、右のほうにございますが、1節の療養給付費繰入金から次のページの6節の健康診査費繰入金まで、こちら事業実績確定によります減額となりますので、よろしくをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

5款諸収入128万9,000円の減、こちらは内容といたしまして、保険料の未収金の精算、また葬祭費の減額分ということでございます。

そういうことで、下のほうになります。歳入合計、補正前の額2億937万5,000円、補正額1,052万3,000円の減、計1億9,885万2,000円。

7ページ、下のほうをお願いいたします。

歳出となります。

1款総務費で補正額70万4,000円の減、こちら実績の確定によります旅費やシステム改修費の減額分となります。

続きまして、2款保険給付費160万円の減、こちら葬祭費等の減額分でございます。

その下になります。

3款広域連合納付金771万円の減、こちら実績と確定に伴い、歳入の繰入金の減額に関連いたしまして納付金も減額となります。

8ページ、次のページをお願いいたします。

4款保健事業費54万1,000円の減、こちら事業完了に伴います確定額の減額となります。

続きまして、真ん中あたり、5款諸支出金3万5,000円の増、こちら内容といたしまして

は、過年度の保険料の返納金、また一般会計繰出金の増減によります若干の増額となります。

6 款予備費は3,000円の減。

ということで、一番下になりますが、歳出合計、補正前の額 2 億937万5,000円、補正額 1,052万3,000円の減、計 1 億9,885万2,000円ということでございます。

以上で説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番（沖山恵子君） すみません、無知なので、少し教えてください。

前回の会議のときも言ったんですけども、我々より上の世代の方が親を大量に自分のところに連れていくという人が増えていまして、きのうもまた 1 人、誰誰さんを連れていくらしいよという話を聞いたんですが、一旦東京に出て、老人ホームがあくと戻ってくる方もいらっしゃるんですけども、介護保険はもともと八丈に住んでいて介護保険を使っていた方は、東京に行ったとしても八丈の介護保険料が使われると、後期高齢者の医療費に関しては、一旦向こうに提出されますと、島で払うのか、向こうに移って島にまた住民票が戻ってきたときに戻るのか、その辺どうなのでしょう。後期高齢者の利用する方の推移といたしますか、減っているのか、増えているのか。人も減るし、医療を使う人も減るしという形なのか、違うのかというところを教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 後期高齢の場合は、ここ四、五年の推移で見ますと、大体1,400人が保険者の対象となっております。この辺の増減の関係は、75歳以上ということで亡くなる方、またはまた新しく加入される方ということで、大体保険者の加入者の推移は1,400の前後という状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 5 番。

○5 番（沖山恵子君） 1,400人前後ということで、加入者さんは変わらないと、東京に例えば転出したときの場合は、ここから一旦離れるんですか、八丈から、そのまま加入のままですか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 後期高齢者医療特別会計は、東京都の62区市町村が全体で広域連合という組織を組んでおりますので、この広域連合内であれば、保険料というか、そのよう

な医療費関係は住所地特例ということで、こちらで持つということになってございます。

○5番（沖山恵子君） 広域連合内だったら住所地特例あるんですか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 失礼いたしました。

住所地特例、広域連合内ではございません。申しわけございません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ということは、一旦転出しても、もとの八丈にいた人が入っていた場合、そのまま島の後期高齢の中に入っているということですね。介護保険と一緒に、一旦出ても、介護保険に関しても、後期高齢に関しても、島の中の保険の範囲内で賄うということによろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 広域連合に入っています。広域連合のほうで持つということになります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません。私の認識ですと、例えば八丈島と三宅島の場合、同じ広域連合に入っているかもしれませんが、どれぐらい使ったかによって、八丈島と三宅島では保険料は違うという認識なんですけれども、それは全く一緒なんですか、どこも同じなんですか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 保険料に関しましては、全く同じでございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第33号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩をとります。では、35分まで休憩いたします。

（午前10時17分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時35分）

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、議案第34号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、ピンクの紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第34号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,791万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,734万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

歳入となります。

1款国民健康保険税2,301万1,000円の減、こちら保険税ですけれども、1目の一般被保険者国民健康保険税におきまして、実績と見込みによります減額ですが、こちらは被保険者数の減が主たる要因となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金5万6,000円の増、こちらは追加交付分となります。

続きまして、5款都支出金3,038万円の増、こちら保険給付費に充当する分でございます

けれども、普通交付金のほうは増額でございますが、特別交付金のほうは減額ということでの差し引きでの増額となっております。

続きまして、7款繰入金2,332万円の増、こちらは次のページ、右のほうになりますが、1節の保険基盤安定繰入金から5節の出産育児一時金等繰入金まで、こちらは法定外の繰入金で、実績と確定によりますものでございます。

7節のその他一般会計繰入金ですが、先ほど財政課主幹のほうよりも説明がありました。また、今の歳入のほうでもご説明申し上げましたが、現年の保険税の収入約3,000万円ほどの減額分を今回充当するための繰入金ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、9款諸収入1,283万3,000円の減、こちらの実績と確定によります保険税の延滞金や第三者納付金等の減額という分でございます。

そういうことで、歳入合計、補正前の額12億3,943万6,000円、補正額1,791万2,000円の増、計12億5,734万8,000円。

8ページをお願いいたします。

歳出となります。

1款総務費215万8,000円の減、こちら事業実績に伴う確定額により減額となっております。

続きまして、次のページのほうで、2款保険給付費614万4,000円の増、こちら1項療養諸費2,814万9,000円の増ですが、医療費の実績に基づきまして、1目一般被保険者療養給付費は増額となっておりますが、その他2項の高額療養費から次のページ、6項の結核・精神医療給付金までは全て減額となっております。

続きまして、次のページの11ページのほうをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、こちらは財源更正となっております。

下のほうになりますが、5款保健事業費433万4,000円の減、こちらは特定健康診査の事業完了に伴う減額分となっております。

次のページをお願いいたします。

真ん中あたりですが、8款諸支出金1,826万円の増、3項繰出金で1,866万円の増、こちら2目の一般会計繰出金でございますが、こちら当初予算のときにもご説明申し上げましたが、平成29年度以前の保険税の滞納分を一般会計に戻すものでございます。

歳出合計、補正前の額12億3,943万6,000円、補正額1,791万2,000円、計12億5,734万8,000円。

国保会計の予算の説明は以上でございますが、ここでちょっと1件だけお願いがございます。

専決処分の国保の条例改正についてをお願いでございますけれども、現在国会で地方税法の関連法案がいまだちょっと成立しておりません。その関係で、国保税の条例改正が間に合いませんので、専決処分をさせていただく事項がございます。こちらのほうは、保険税ではなくて、賦課限度額のほうを引き上げるといものが1点、あと一方5割、2割の軽減、こちらの判定基準、所得の基準額、こちらの枠の拡大をするというのが1点、計2点を専決処分させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第34号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、議案第35号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 緑の紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第35号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成30年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,186万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,964万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正ということで、変更でございます。

合併処理浄化槽整備事業債、補正前1,450万円、補正後1,040万円、410万円を減額するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等には変更はございません。

7ページをお願いいたします。

歳入となります。

4款都支出金、補正額104万4,000円の減、こちら東京都浄化槽設置事業補助金のものですが、歳出でも出てまいります減債基金の積立金のための都の補助金分の減額でございます。

5款繰入金671万6,000円の減、こちら一般会計で実績に基づき減額するものでございます。

8款町債410万円の減、こちら今ご説明申し上げましたように、事業債の減額分ということになります。

歳入合計、補正前の額9,150万4,000円、補正額1,186万円の減、計7,964万4,000円。

次の8ページをお願いいたします。

今度、歳出となります。

1款総務費で104万4,000円の減、こちら減債基金積立金の減額分となります。

続きまして、真ん中あたりの2款施設管理費31万1,000円の減、こちら事業実績に基づきます法定検査や保守点検、また浄化槽の補修材料費等を減額するものとなってございます。

3款施設整備費1,050万5,000円の減、こちら浄化槽設置工事費の請負費の減額分ということになってございます。

歳出合計、補正前の額9,150万4,000円、補正額1,186万円の減、計7,964万4,000円。

以上で浄化槽の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 異議のないものと認め、日程第10、議案第35号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第11、議案第36号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 書類番号17をお願いいたします。

水-1ページのほうをお願いいたします。

議案第36号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-8ページのほうをお願いいたします。8ページでございます。

平成30年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは、収入でございます。

1款水道事業収益128万円の減、1項営業収益2,200万円の減、こちらにつきましては、水

道料金、均衡予算の減額でございます。

2項営業外収益4,026万1,000円の減、2目一般会計補助金でございますけれども、基準外補助金といたしまして、収入不足分の補填で1,458万9,000円の増がありますけれども、3目長期前受金戻入、こちらについて、固定資産除却費を過年度分に仕分けしたことによります5,489万円の減となっております。

3項特別利益6,098万1,000円の増、こちらにつきましては、過年度分の長期前受金戻入の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用462万2,000円の増、1項営業費用8,497万2,000円の減、こちら4目の業務費につきましては、期末勤勉手当の6月分の支給率変更に伴う賞与引当金、法定福利費引当金繰入額の増、そのほか不用額の減額でございます。

5目総係費につきましても、期末勤勉手当の6月分の支給率変更に伴う賞与引当金、法定福利費引当金繰入額の増のほか不用額の減額でございますけれども、次のページ、一番下の行になりますけれども、不納欠損に伴います貸倒引当金繰入額を増額しております。

次のページになります。

7目資産減耗費でございますけれども、先ほど収入のほうでも申し上げましたけれども、固定資産の除却費につきまして、過年度分と仕分けしたことによりまして、こちらは減額となっております。

2項営業外費用158万7,000円の減、こちらは消費税納付額でございます。

3項特別損失9,118万1,000円の増、こちらにつきましては、過年度の損益修正損及び固定資産の精査によりまして、過年度分の固定資産除却費の増となっております。

水道事業会計の補正については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議のないものと認め、日程第11、議案第36号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、議案第37号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計補正予算書の次のほうになります。ピンクの紙の次でございます。

運一1ページのほうをお願いいたします。

議案第37号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

運一7ページのほうをお願いいたします。

平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1款自動車運送事業収益220万円の減、1項営業収益1,720万円の減、こちらにつきましては、貸切収入の均衡予算分の減でございます。

2項営業外収益1,500万円の増、こちらにつきましては、2目一般会計補助金の基準外補助金の増でございます。こちらは収入不足分の補填でございます。

続きまして、支出でございます。

1 款自動車運送事業費用109万6,000円の減、1 項営業費用45万9,000円の減、1 目運転費及び次のページの8 目運輸管理費、運－9 ページになりますけれども、10目一般管理費につきましては、期末勤勉手当の6 月分の支給率変更に伴い、賞与引当金、法定福利費引当金の繰入額の増及び不用額の減額でございます。

運－8 ページの2 目車両修繕費でございますけれども、こちらは不用額の減額でございます。

次のページ、運－9 ページのほうをお願いいたします。

2 項営業外費用63万7,000円の減、こちらは消費税納付額の減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議のないものと認め、日程第12、議案第37号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、議案第38号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計補正予算書の次になります。黄色い紙の次でございます。

病－1 ページをお願いいたします。

議案第38号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

病-11ページをお願いします。11ページでございます。

平成30年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款病院事業収益3,098万円の減、1 項医業収益5,493万2,000円の減、こちら1 目入院収益でございますけれども、均衡予算分を減額しております。

2 目外来収益でございますけれども、こちらにつきましては、患者1 人当たりの単価増を見込みまして増となっております。

3 目その他医業収益でございますけれども、室料差額収益、企業検診等は減でございますけれども、診断書・証明書料等の増がございます。

次のページをお願いします。

2 項医業外収益2,335万8,000円の増でございます。こちら1 目都支出金でございますけれども、病院運営費補助金等は増となっております。

2 目一般会計負担金でございますけれども、こちらは公営企業会計繰出基準で定められております基準内負担金のうち、共済追加費用等が減になったことによる減でございます。

4 目その他医業外収益でございますけれども、こちらにつきましては450万円の減となっております。

5 目一般会計補助金でございます。こちらにつきましては、基準内補助金につきましては、繰出基準の精査によりまして基準内補助金を増としております。基準外の補助金といたしまして、一般会計で収入しております普通交付税、特別交付税の金額に合わせまして、633万6,000円を増額しております。

次のページをお願いします。

6 目他会計補助金につきましては、先ほどの国保会計からの補助金の増でございます。

収入の最後の行でございます。

3項特別利益59万4,000円の増、過年度の損益の修正益でございます。

続きまして、支出でございます。

1款病院事業費用1,584万9,000円の減、1項医業費用1,543万円の減、こちら1目給与費につきましては、採用できなかった職員の人件費の減及び水道とバスと同じように、期末勤勉手当の6月分の支給率の変更によります賞与引当金、法定福利費引当金の繰入額の増でございます。

次のページをお願いします。

2目材料費でございますけれども、不用額の減でございます。

次のページをお願いします。病-15ページをお願いします。

3目経費でございますけれども、不用額の減でございますけれども、次のページ、下から2行目ですけれども、不納欠損に伴う貸倒引当金繰入額の増でございます。

続きまして、4目研究研修費でございますけれども、不用額の減。

次のページをお願いします。

6目資産減耗費、たな卸資産の減耗費、固定資産の除却費の増でございます。

2項医業外費用41万9,000円の減、こちらは消費税納付額の減でございます。

次のページ、病-18ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

まずは、収入でございます。

1款資本的収入44万8,000円の減、こちらは3項都支出金の減額でございます。へき地産科医療機関設備整備費補助金の減でございます。

支出でございます。

1款資本的支出10万8,000円の減、こちらは建設改良費10万8,000円の減でございます。こちらは医療機械器具等の不用額の減額でございます。

以上で終わります。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 前回、病院というか、働き方のところで、超過勤務について質問いたしました。これは私の勘違いで大変申しわけありませんでした。超過勤務ではなく、実際の

ところは夜勤の回数についてだったんです。ちょっとそのところを聞きたいと思うんですけども、今、病院のほうの夜勤の超過勤務に関しては、どのような状況でしょう。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 夜勤時間でよろしいですか、超過勤務ではなくて夜勤時間。

（岩崎議員「夜勤の回数です」の声あり）

○病院事務長（菊池 良君） 時間で計算しておりまして、大体1人当たり71時間から72時間の間でございます。

今おっしゃられたように、超過勤務は看護師さん、少ないんですけども、夜勤の部署、病棟におきましては、夜勤の時間が診療報酬の施設基準と言いまして、1人当たりの看護師さんの夜勤の時間が少なければ診療報酬が多く入るようになっております。

そういう点からしても、今、看護師さんの夜勤の時間はぎりぎりのところで回っている状況で、これ以上1人当たりの看護師さんの夜勤の時間が増えれば診療報酬の減ということにもなってきますので、看護師さんに関しましては、まだ増員、それから現状で1人当たりの看護師さんの夜勤時間を減らすに当たっては、看護師さんは病棟と透析と外来という3つの部門を数年で回っておりますので、その運用を検討して、看護師さんの1人当たりの夜勤の時間を減らすように努力していきたいと思えます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） それで、今、現実的に看護師さんは何名足りないのかと、30年度に入っていたらの方は何人いらっしゃるか、教えてください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 足りない。看護師さんの数は、法的なものではないですけども、やはりあと2人ぐらいは必要だろうということでございます。30年度に入ってきた看護師さんは3名で、それから派遣業者さんから1人派遣していただいております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） まだ2人足りないということで大変だと思うんですけども、いろいろな事業をやられていると思います、募集に関する。31年度に関しては、どのようなことをやられる予定でしょう。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 30年度から、新しく医療従事者を八丈町の病院にお呼びして、説明会等を町の負担でやるという事業を行っております。それを引き続き行うのと、いろい

ろ問題点もありますけれども、そのやり方を見直して、30年度、10名募集して10名来たんですけれども、実際に採用はゼロでしたので、そのやり方を見直さなければいけないかなと思っております。それから、あとは募集を続けて、看護師さんを探さなければいけないかなと考えております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ぜひよろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第38号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議案第39号 八丈町辺地総合整備計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号18をお願いいたします。

議案第39号 八丈町辺地総合整備計画の策定について。

上記議案を提出する。

平成31年3月28日、提出者、八丈町長、山下奉也。

1枚おめぐりいただきまして、八丈町辺地総合整備計画の策定について。

八丈町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めます。説明。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出します。

まず、この法律についてなんですが、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を辺地ごとに策定して、その計画に基づき、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としております。

ということで、次ページ以降に総合整備計画の内容を記載してございますが、各ページの朗読のほうは割愛させていただきまして、概要について説明申し上げます。

まず、町が公共施設等の整備を実施するとき、財政上の都合によりまして地方債を起す際、その地方債の一つに辺地対策事業債がございます。この辺地対策事業債は、毎年元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、大変有利な地方債となっております。

この辺地対策事業債を起すためには、法律に基づき、ここに記載のとおり、総合整備計画を定め、東京都知事との協議後、議会の議決を経て、総務大臣に提出することになってございます。

まず、この総合整備計画を作成するための辺地の条件ですが、1として市町村の区域内の町もしくは字等を区域とすること。2、地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有するものであること。3つとして、辺地度点数が100点以上であることとなっております。

最終ページのA3判、辺地図のその前の3ページから記載してございますが、町内5地域の辺地度点数算定表がございます。その算定表による点数が全地域100点以上となっております。算定表の前のページをおめくりいただくと、各辺地の整備計画の概要が記載されてございます。

31年につきましては、括弧欄の合計、さきの当初予算で説明申し上げたとおり、辺地債の借り入れ総額2億1,030万円となっております。ただし、借入額が決定しているわけではなく、この計画策定後の国の審査及び配分額により決定されることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第39号 八丈町辺地総合整備計画の策定については原案どおり可決いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。よって、平成31年第一回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月28日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 小 川 一

署 名 議 員 山 下 巧